

特別支援教育コーディネーター  
ガイドブック  
～初めて特別支援教育  
コーディネーターを  
任された先生へ～

大分県教育センター

特別支援教育部

令和5年度版

※大分県では「障害」を「障がい」と表記しています。ただし、法令等からの抜粋、学習指導要領から抜粋したものについては、原文のとおり「障害」と表記しています。

## 巻頭言

大分県内の支援の必要な児童生徒数は、年々増加し、令和5年度には、特別支援学級に在籍する児童生徒数は前年度より455名増加し4034名に、特別支援学校に在籍する児童生徒数は29名増加して1501名になりました。また、通級による指導を受けている児童生徒数が437名、さらには通常学級に在籍する支援の必要な児童生徒を加えると、支援の必要な児童生徒はかなりの数いるものと推測されます。

今から21年前、児童生徒への支援を充実するために、「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」（平成15年）において、特別支援教育コーディネーターの役割と専門性が示され、平成19年には「特別支援教育の推進について（通知）」において、各学校における特別支援教育コーディネーターの指名やその役割が示されました。

その後、障がいのある方を取り巻く様々な法令等の改正が進められ、平成28年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の施行により、公立学校には「合理的配慮の提供」が求められ、大分県では保育コーディネーターの取り組みが推進され、支援の必要な児童生徒に加え、幼児への支援についても実効性のある充実した取り組みを進めているところです。

このように制度や取り組みの充実が見られる中、毎年、50名程度の先生方が、新しく特別支援教育コーディネーターとして任命され、当教育センターで実施する特別支援教育コーディネーター研修を受講されます。研修受講後には、「何からしてよいかわからなかったが、少し見えてきた」「今年初めて担当になったため、業務内容もまだあまり理解できていません」「具体的な流れや実務的なことを教えていただき良かった」などの感想が寄せられています。

そこで、新しく特別支援教育コーディネーターを任された先生方の道標になるようガイドブックを作成しました。先生方が業務に見通しをもち、不安の軽減へとつながるよう、そして何よりも、どの子どもも持っている可能性を伸ばし、子ども達が伸び伸びと学校生活を送ることができるようになることを願っております。

令和6年3月1日  
大分県教育センター  
所長 森 健治

## 〈目次〉

巻頭言	……………	1
1 はじめに	……………	3
(1) 特別支援教育とは		
(2) 対象となる子ども達について知りましょう		
2 年間の見通し ※例	……………	4
3 特別支援教育コーディネーターとは	……………	7
(1) チームで支援という心構え	……………	8
(2) 役割	……………	8
① 子ども達の情報の把握・管理	……………	8
ア 実態把握		
イ 支援の記録や計画		
② 校内委員会の運営	……………	10
ア メンバー構成		
イ 開催の仕方		
ウ 運営		
エ 記録の整理と更新		
③ ケース会議の運営	……………	14
ア 日程調整と依頼		
イ 運営		
④ 校内研修会の運営	……………	14
⑤ 相談窓口	……………	16
4 おわりに	……………	16

## 1 はじめに

平成19年4月、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校において、特別支援教育が法的に位置づけられました。(学校教育法)

特別支援教育を推進するための校内体制の一層の整備充実にすべての学校が努めることが求められました。

### (1) 特別支援教育とは

まず、特別支援教育とは何かということ、特別支援教育コーディネーターの役割を確認しましょう。すでに多くの教職員が「特別支援教育」の知識をもっているとは思いますが、これまで支援の必要な児童生徒とかかわった経験のない教職員もいます。そのような教職員に対して、また、保護者向けに説明をする必要が生じることもあります。「特別支援教育」について理解し、説明できることは、特別支援教育コーディネーターとして大切なことです。

#### 特別支援教育とは①

障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの

「今後の特別支援教育の在り方について」  
(最終報告) 平成15年3月

2

#### 特別支援教育とは②

これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、その対象でなかったLD、ADHD、高機能自閉症も含めて、障害のある児童生徒に対して一人一人の教育的ニーズを把握し、当該児童生徒の持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うものである

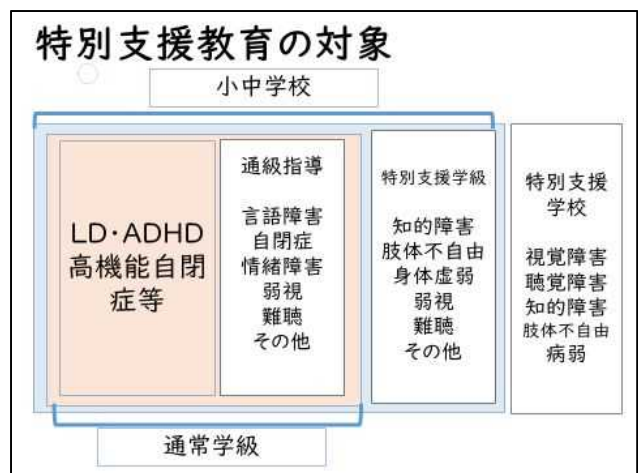
「今後の特別支援教育の在り方について」  
(最終報告) 平成15年3月

3

### (2) 対象となる子ども達について知りましょう

特別支援教育の対象となる子ども達とその特性や必要な支援を知ることが必要です。診断名の中には、「今後の特別支援教育の在り方について」(最終報告)がなされた後、変更されたものもあります。

ただし、診断名にとらわれると、「LD だから」など、目の前の子どもをとらえられなくなるので、注意しましょう。同じ診断名のある子どもでも、一人一人違う行動をすることがあります。そして、教職員は、診断名のない子どもに「きっと



ADHD だろう」などと断定することはできません。その子どもの状態や学校や家庭の環境などの状況を把握しましょう。

障がいの特性や状態の把握、指導内容、合理的配慮を含む必要な支援の内容、学びの場などについては、

文部科学省 HP

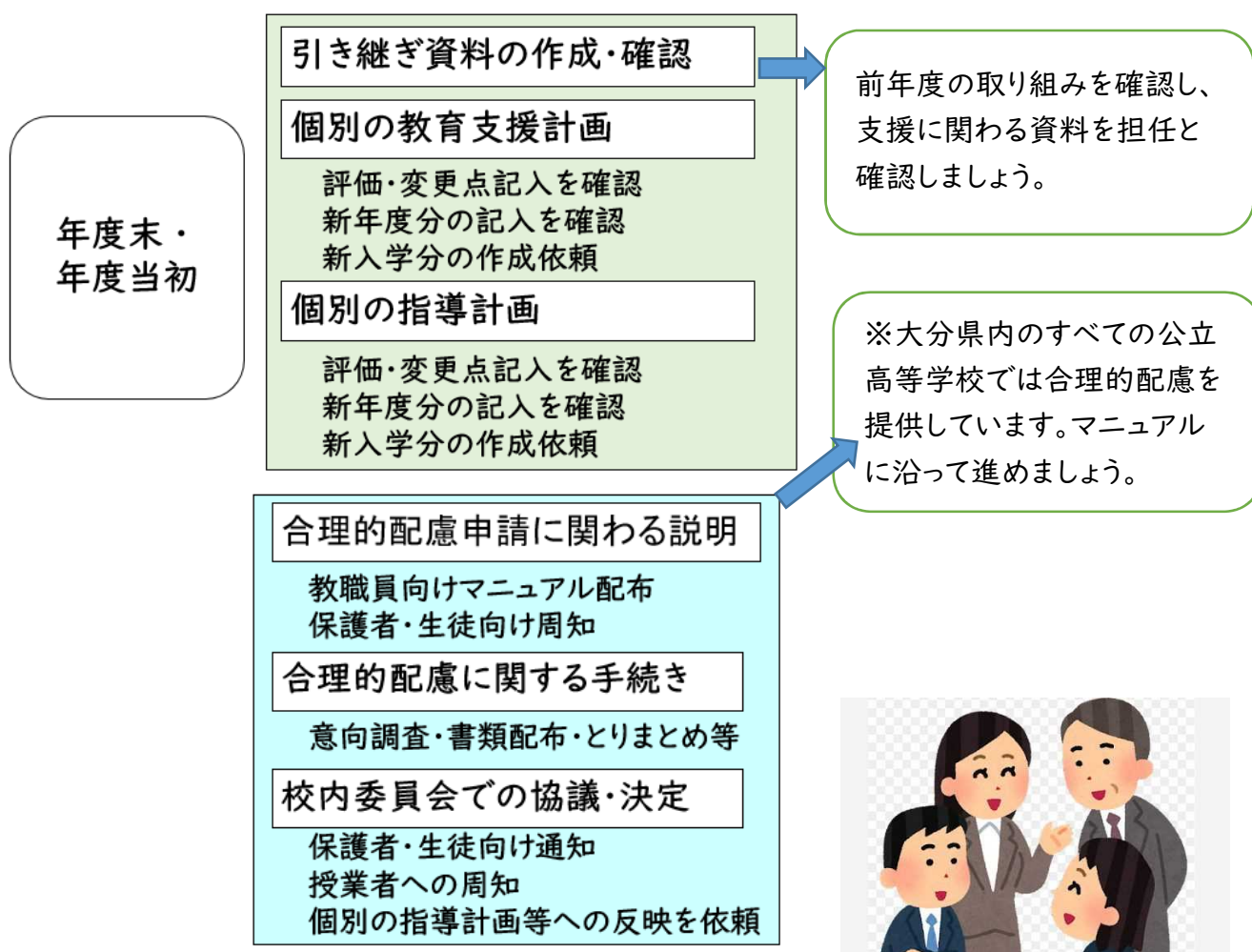
「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」(令和3年6月30日)

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/tokubetu/material/1340250\\_00004.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1340250_00004.htm)

に、障がい種別に記載されています。

## 2 年間の見通し ※例 およその時期のめやすです。学校の実情に応じて工夫してください。

特別支援教育コーディネーターの役割は多岐にわたります。業務の見通しを持ち、特別支援学校のコーディネーターや個別の指導計画推進教員と連携し、場合によっては校内研修講師としての依頼をしたり、児童生徒の実態把握や支援方法のアドバイスを受けてりしながらすすめてみましょう。



年度初めには、特別支援学校の特別支援教育コーディネーターや個別の指導計画推進教員と顔合わせをすることも大切です。

4月～  
5月

### 校内委員会に関する会議

組織・メンバーの確認  
年間計画の確認

年度当初、校長は「学校経営計画（学校経営方針）」に特別支援教育についての基本的な考えや方針を示すことが必要です。

### 特別支援教育支援員との 共通理解

管理職と、校内委員会の進め方や特別支援教育に関する研修等、年間の計画について相談しておきましょう。

子ども達の特性や支援のポイントを伝えます。一覧表にするなどの工夫をし、短時間で済ませるとよいでしょう。

### 新入学児童生徒に関する資料

担任からの実態把握資料確認  
担任から個別の指導計画受け取り  
前籍校からの資料確認

※特別支援学校のコーディネーターや個別の指導計画推進教員との連携が有効です。

6月～7月

### 校内委員会の開催

日程調整  
検討課題の集約  
資料準備依頼・とりまとめ  
会議結果の確認・資料への反映

※生徒指導委員会などと兼ねて開催することも可能です。

子ども達の実態把握や支援方法を検討しましょう。支援に困った場合など、場合によっては、関係機関の方に参加していただき、ケース会議を開くことも必要です。

「校内委員会のメンバーの日程が合わないので開催できない」という話をよく聞きます。全員が必要な場合、メンバーを限って開催する場合など必要なメンバーを調整し、不参加のメンバーには会議録を回覧するなどの方法の工夫が考えられます

7月～8月

### 個別の指導計画

評価・変更点記入を依頼  
新学期分の記入を依頼

※特別支援学校の個別の指導計画推進教員との連携が有効です。  
※特別支援学校実施の専門家チーム相談会での相談も可能です。

### 校内研修(特別支援教育の理解啓発)

※特別支援学校のコーディネーターとの連携が有効です。

### 次年度新入生の情報把握

### 合理的配慮実施状況の把握

実施報告書の作成依頼  
合理的配慮の見直し・検討  
対象生徒との面談

インクルーシブ教育システム構築のために、すべての教員に特別支援教育に関する一定の知識・技能が求められています。

学期ごとに、対象生徒との面談などを通して、合理的配慮の実施状況を把握し、検討しましょう。

8月頃(第2回は12月頃)には、特別支援学校において専門家チーム相談会が実施されます。個別の指導計画や支援方法などについてのアドバイスが得られます。

9月～12月

### 校内委員会の開催

日程調整  
検討課題の集約  
資料準備依頼・とりまとめ  
会議結果の確認・資料への反映

### 特別支援教育支援員との共通理解

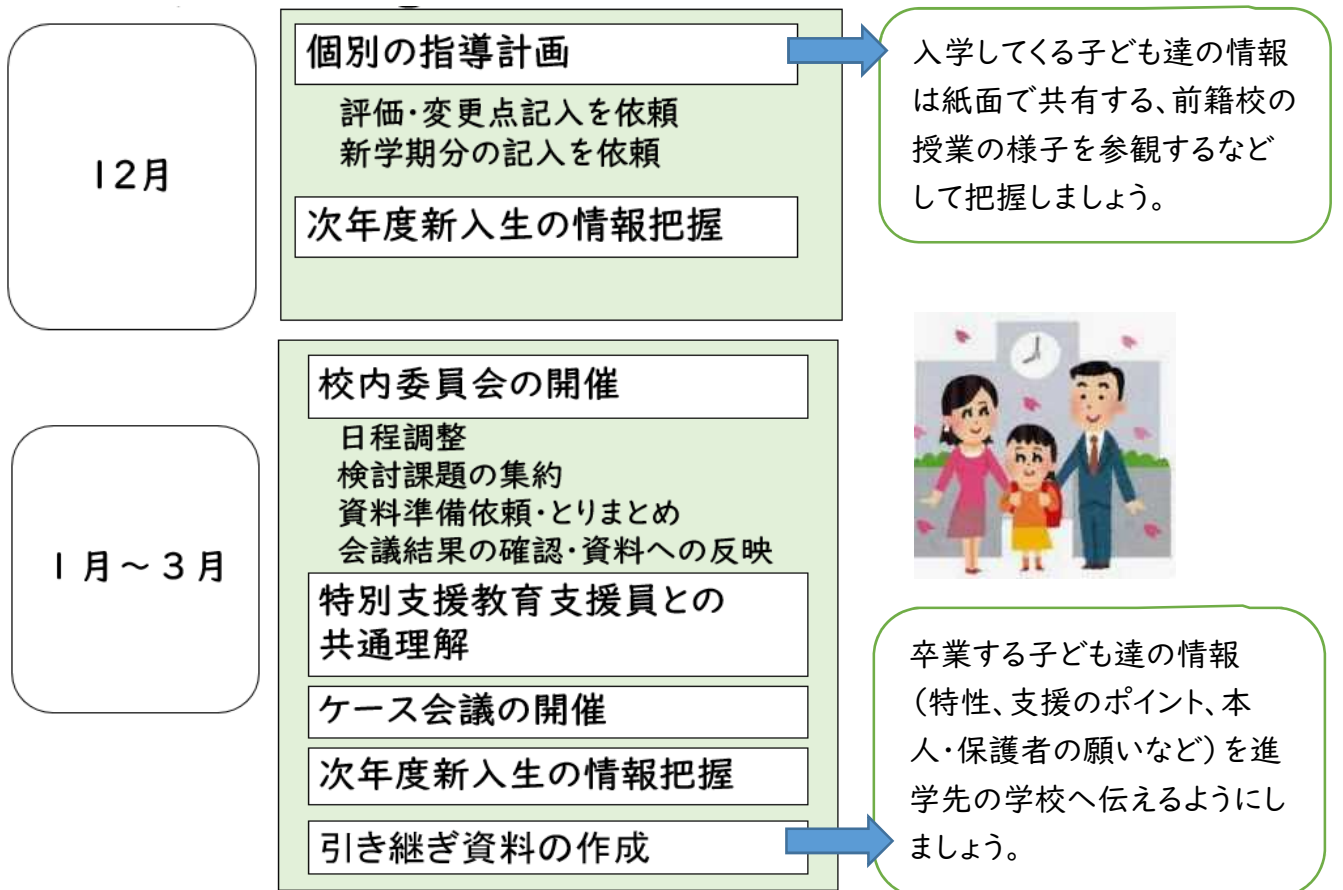
### ケース会議の開催

※必要に応じて保護者、関係機関職員へと参加要請します。

子ども達の成長、変化に応じて、支援のポイント、めざす姿などを共有しましょう。



「運動会」「修学旅行」などの大きな行事は、通常の学校生活とは異なることやたくさんの教師がかかわることからより配慮や共通理解が必要です。「支援のポイント」を活用し、具体的な対応を描いておくといでしょう。



年度末には、児童生徒の個別の指導計画、個人ファイルなどの記録や次年度の計画等が記入されているかを確認し、保管しておきましょう。次年度がスムーズに始められます。

### 3 特別支援教育コーディネーターとは

特別支援教育コーディネーターは、特別支援教育が学校教育法に位置づけられた平成19年4月に文部科学省から発出された「特別支援教育の推進について(通知)」に基づいて、国全体で「校務」として位置づけられています。学校長が、交渉力や人間関係調整力、本人、保護者、担任の相談に応じるカウンセリングマインドなど、求められる力を踏まえて、指名します。

特別支援教育コーディネーターは、校内委員会・校内研修の企画・運営、学校内の関係者や外部の関係機関との連絡調整役、保護者からの相談窓口、担任への支援などの役割を担います。

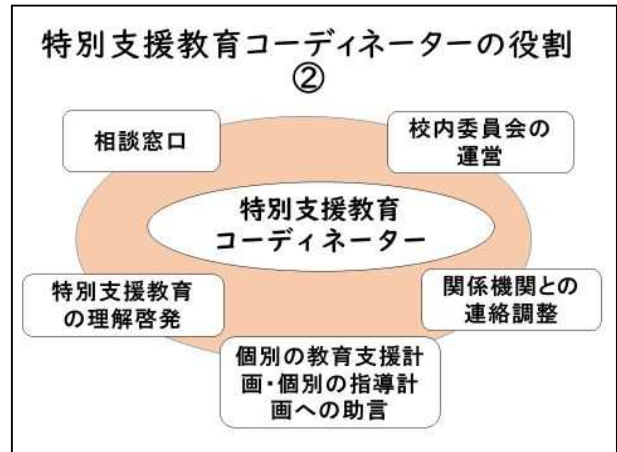
特別支援教育コーディネーターに指名されると「大変だ」と思うかもしれませんが、特別支援教育コーディネーターは窓口とも言える役割で、「一人で取り組まなくてもよい」と考えましょう。管理職、生徒指導主任などの校内の先生方、特別支援学校の特別支援教育コーディネーター、福祉関係の方々、医療関係の方々などたくさんの専門家とチームで取り組みましょう。



### 特別支援教育コーディネーターの役割 ①

特別支援教育コーディネーターは、各学校における特別支援教育の振興のために、主に、校内委員会・校内研修の企画・運営、関係諸機関・学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担うこと

「特別支援教育の推進について」  
(文部科学省初等中等教育局長通知)  
平成19年4月



#### (1) チームで支援という心構え

支援の必要な児童生徒の状態は、一人一人異なり、一人一人の状態に応じた支援が必要です。そのためには専門的な知識をもつ特別支援学校の特別支援教育コーディネーター、医療からの支援を行う医師、言語や身体の動きなどの支援に詳しい療育機関、放課後や休日などのサポートを行う福祉機関、卒業後の労働に関する相談やサポートを行う労働機関など多様な専門家との連携が不可欠です。



特別支援教育は、このような多様な専門家が連携してチームで支援をしますが、学齢期は学校が支援の中心となることから、その連絡調整役として位置づくのが特別支援教育コーディネーターです。

#### (2) 役割

学校の規模などにより、役割を管理職が一部担うこともありますが、ここでは主な役割を示します。

##### ① 子ども達の情報の把握・管理

校内にいる支援の必要な子ども達の状態を把握し、個別の教育支援計画や個別の指導計画などの作成や活用を促していきます。

チェック表などを活用した実態把握、個別の教育支援計画や支援ファイルを活用したこれまでの療育歴の把握や長期の計画の作成、具体的な支援を記載・評価する個別の指導計画の作成などを進めていくことになります。

##### ※注意※

特別支援教育コーディネーターが扱う資料は、個人情報にかかわるものが大半ですから、保管場所を確認し、管理に注意するようしましょう。

##### ア 実態把握

子ども達の困りの状況を把握するために、様々なチェックシートがあります。偏りを防ぐためにも子どもにかかわる複数の教員でチェックするとよいでしょう。幼稚園版・小学校版・中学校版・高等学校版のチェックシートについては、

大分県教育センターHP

<https://www.pref.oita.jp/site/kyoiku/shiennotebiki-tokushi.html>

に記載しています。

なお、このチェックシートについては、子どもの行動等の特徴や支援方法を探るために使用し、決して障がいの有無を判断するものではないことを理解して、活用するようにします。

子ども達の困りの状況や環境について、専門家にチェックしてもらうことも大切です。子ども達の状況だけでなく、教室環境などの面からも実態を把握し、アドバイスを得ることができます。

各地域の特別支援学校の特別支援教育コーディネーターに依頼してみましょう。視覚障がい、聴覚障がいに関する困りについては、県内全体の相談に盲学校、聾学校の特別支援教育コーディネーターが応じています。

子どもによっては、相談支援ファイルを持っている場合があります。市町村ごとに「つながり（大分市）」「ゆけむりん（別府市）」などのようにファイル名が異なります。早期からの相談機関や療育機関に関する情報が保管されています。保護者に確認し、持っている場合は、情報を共有するために見せていただきます。なお、相談支援ファイルは保護者が保管し、一貫した支援や卒業後の年金申請などの場面で活用しますので、速やかに返却するようにしましょう。

#### Q1:『相談支援ファイル』とは？

発達障害者支援法の要請である「早期発見・早期支援」を実現するために、市町村が作成配布し、保護者が保管します。子どものプロフィール、医師の診療記録、各種計画と記録、相談記録などをファイリングして保管することで、一貫した支援の推進や保護者への情報提供、情報の共有などの効果が期待されています。

子どもの様々な進路選択に応じた学習の場や計画等の概念図、用語説明については、「障がいのあるお子様の学びを進めるために!」（パンフレット）

<https://www.pref.oita.jp/uploaded/attachment/2017129.pdf>

に記載しています。

#### イ 支援の記録や計画

個別の教育支援計画や個別の指導計画などの作成や活用を促します。担任が、市町村で定められた様式で作成し、支援をし、結果を記載します。特別支援教育コーディネーターは、時期を見て作成や結果の記載を依頼したり、校内委員会の資料として活用するために準備したりします。

年度初めには昨年度の記録、本年度の1学期（前期）の目標や支援が、年度末や学期の区切りには支援の結果が記載されているかを確認しましょう。

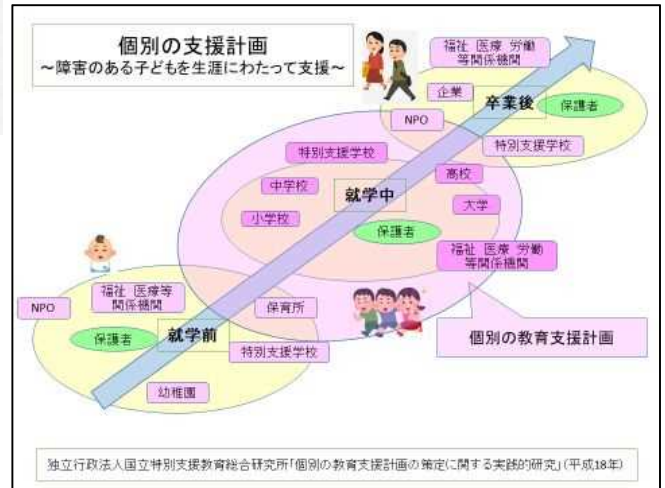
## Q2:『個別の教育支援計画』とは?



一人一人の教育的ニーズを的確に把握し、乳幼児期から学校卒業後までの長期的な視点に立って、医療、保健、福祉、労働等の関係機関と連携し、指導、支援を行うための計画です。

『障害者基本計画』(平成14年12月)の中で「障害のある子どもの発達の段階に応じて、関係機関が適切な役割分担の下に、一人一人のニーズに対応して適切な支援を行う計画(個別の支援計画)を策定して効果的な支援を行うこと」が示されました。『個別の教育支援計画』は、学校等の教育機関が中心となって作成する学齢期の計画です。

ただし、学齢期は長く、子どもの成長や環境の変化が大きいことから、およそ3年を目安として計画を策定・評価し、次の3年の計画を策定する例が多く見られます。



## Q3:『個別の指導計画』とは?



障がいのある児童生徒の適切な指導や支援を進めるため、障がいのある児童生徒一人一人に作成するもので、各学校で編成される教育課程に基づき、障がいの状態や発達の段階等に応じて、各教科等の目標や指導内容、合理的配慮に基づいた指導の方法を具体的に示した単年度の計画のことです。

個別の指導計画作成のメリットや参考様式、手順等については、

「個別の指導計画作成・活用マニュアル」

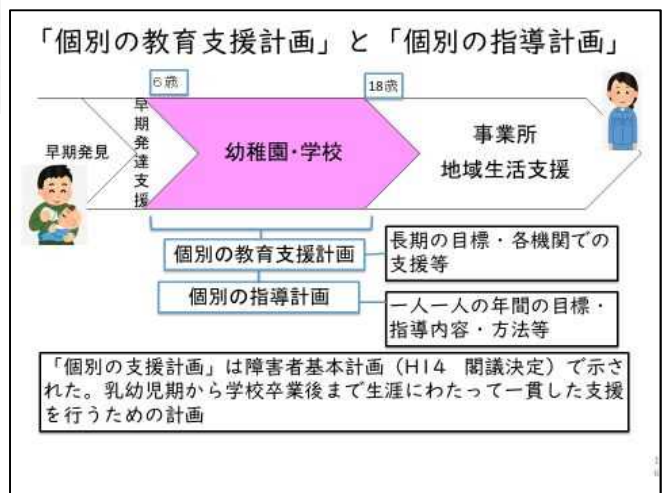
[https://www.pref.oita.jp/uploaded/life/2081944\\_2693097\\_misc.pdf](https://www.pref.oita.jp/uploaded/life/2081944_2693097_misc.pdf)

に記載しています。

### ②校内委員会の運営

校内委員会とは、特別支援教育に組織的に取り組むための中核となる会議で、校内委員会だけの機能で設置するほかに、生徒指導委員会、校内就学指導委員会などの組織と兼ね合わせて設置してもよいとされ、各学校の実情に応じて設置しています。

校内委員会の役割には、「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育的支援体制



整備ガイドライン」(平成 29 年 3 月 文部科学省)に以下のような項目があります。

- 児童等の障がいによる学習上又は生活上の困難の状態及び教育的ニーズの把握
- 教育上、特別の支援を必要とする児童等に対する支援内容の検討
- 教育上、特別の支援を必要とする児童等の状態や支援内容の評価
- 教育上、特別の支援を必要とする児童等を早期に発見するための仕組みづくり
- 障がいによる困難やそれに対する支援内容に関する判断を、専門家チームに求めるかどうかの検討
- 特別支援教育に関する校内研修計画の企画・立案
- 必要に応じて、教育上、特別の支援を必要とする児童等の具体的な支援内容を検討するためのケース会議を開催



#### ア メンバー構成

校内委員会は、子どもの状態の把握→支援内容の検討→状態や支援内容の評価という流れで行い、そのことを通して、校内の支援体制づくりをすすめることとなります。

そのためのメンバーとして、校長、教頭、教務主任、学年主任、担任、養護教諭などが考えられます。また、校内に特別支援学級や通級による指導の教室が設置されていれば、その担任も会議に参加すれば、より専門的な視点から子どもの状態や支援について検討することができます。

場合によっては、生徒指導主任や進路指導主任など、子どもの困りの状態や支援の内容によって必要なメンバーが加わる形式でもよいでしょう。

校内委員会では、メンバーそれぞれの専門的な視点から、子どもの状態や支援方法について意見を述べ、それぞれがどのような支援ができるのかを考えることが大切です。また、特別支援教育コーディネーターは、メンバーがそれぞれの立場から意見を出し、出ることができるような雰囲気をつくるようにすることが大切です。

#### イ 開催の仕方

学校の実情に応じて、様々な開催方法が考えられます。

##### ○月一回開催

会議の精選が進められていますから、生徒指導委員会後の短時間に設定するなど、会議の開催方法や時間を工夫している学校も多いようです。年間の開催予定(期日、内容など)を立て、資料を予め配布する、データにより共有するなどの工夫をして、短時間でメンバーが意見を出し、まとめることができるような進め方をするとよいでしょう。

##### ○その都度、日時を設定

子どもの困りの状態に応じて、校内委員会を開催する場合などです。メンバーの参加しやすい日を調整しますが、先延ばしにしないようにすることが必要です。子どもの困りの状態は日々続き、担任が気づいた早期に対応することで解決が早くなります。この場合も、予め資料を配付する、デ

ータを共有するなどしておくことで、子どもの状態を説明する時間を省くことができ、短時間で開催することが可能になります。

## ウ 運営

### ○年度初めの校内委員会

年度初めの校内委員会では、校内の子ども達の状態や支援についての共通理解を図ることが必要です。担任だけでなく、その子どもに関わる教職員が同じ支援を行うことで、子どもが落ち着いたり、成長したりするからです。そのためには、特別な支援の必要な子ども達の情報を一覧表にしておくことで会議が進めやすく、この一覧表は、特別支援教育支援員との共通理解にも活用できます。

#### 【子どもの情報一覧表の例】

学年・組	氏名	個別の教育支援計画	個別の指導計画	特別支援学級	通級指導教室	発達検査	具体的支援	その他
1-3	MM					WISC-V	できる限り写真やイラストで提示	校外に出ることがあるので、校門付近にいたら声をかける
3-2	FN	○	○	○		WISC-V	イヤーマフ装用 スケジュールを絵カードで予告	パニック時は特別支援学級へ
6-1	DD	○	○		○	田中ビネー	漢字にふりがな、読んで聞かせる	

#### ※注意※

紙面により情報共有する場合は、会議後に回収してシュレッダー処理するなど、情報の保護に留意しましょう。

### ○定期の校内委員会

#### ・会議内容の明確化

校内委員会の開催前に会議の流れを確認して、効率よく進めることができるようにしましょう。次第を作成し、時間配分を記入しておくことでめやすになります。

年間の計画に沿って中心に取り上げる議題を決めたり、子どもの人数が多い場合は、校外に出るなどの安全上の課題のある子どもへの支援を優先したりするとよいでしょう。議題をメンバーと共有し、「解決策を提案してくださいね」などと声をかけておくことで会議がスムーズに進みます。

#### ・会議の見える化

議題への意見は、ホワイトボードに記入したり、付箋に記入して貼り付けたりすることで、内容を確認したり、意見を比較して検討したりしやすくなります。また、最後には写真に撮って残すこともできます。特別支援教育コーディネーターは、ファシリテーターとして、メンバーの一人一人の意見を生かし、

同じ意見の付箋をまとめるなどして支援策を絞り、合意形成できるようにしていくとよいでしょう。

#### Q4:ファシリテーターとは？

ファシリテーターとは、グループや組織がより協力し、共通の目的を理解し、目的達成のための計画立案を支援する人のことです。ファシリテーターは活動の中で、参加者の様々な意見や考えを公平に扱い、特定の側に立つことはなく、また、自身がイメージする意図や落とし所に参加者たちを誘導しないよう、2つの意味で中立の立場を保つ人のことです。

#### ・支援の具体化

子ども達への支援内容を検討したら、「誰が」「いつまでに」「どのように」実施するのかを明確にしておきましょう。検討した支援内容が子どもにフィットしている場合はよいですが、フィットしていない支援を継続すると子どもの行動が望ましくない方向へと進むことがあります。支援の見直しをするためにも、期限を決めて支援を評価しましょう。

個別の指導計画に記載すると、学習面、生活面などより具体的な場面の想定ができ、個別の指導計画では、支援を実施した評価を学期ごとに記入しますから、支援策が有効で徐々に緩めていくのか、支援策が有効でなく見直しが必要かといった支援の評価につながります。

#### ○特別な行事のための校内委員会

「運動会」「文化祭」など全校が一堂に会する行事や、「修学旅行」「野外活動」のように校外での活動をする行事の場合、子ども達は日頃と違う日程が続いたり、自分の思うように上手にはできなかつたりすることから落ち着かなくなることがあります。そのような行事の場合には、行事の打ち合わせの会議後、ミニ校内委員会を開くことも有効です。日頃とは違う場面を想定し、支援策を具体的にして共通理解をし、一貫した支援を実施します。

#### 運動会の対応例

##### 【Aさんの昨年度の様子 本年度の実態等】

- ・ダンスの練習を嫌がり、教室から出なかった
- ・動画を見せたり、音楽を聴かせたりしたが、「うるさい」と言った
- ・文字でスケジュールを知らせると、日頃の学習は取り組む
- ・保護者は参加してほしいとのこと

##### 【本年度のダンス】

- ・カラー軍手をつける
- ・隊形移動は2回
- ・曲「 ~ 」



##### 【本年度の対応】

- ・教師によるお手本動画を作成する(子どもと同じ向きになるよう注意)
- ・特別支援学級で練習時間を設ける
- ・練習計画を提示する

日にち	時間	場所	すること	めあて
9月3日	2時間目	たんぼぼ	ダンス	先生のダンスを見る 曲を聴く
9月8日	3時間目	体育館	ダンス	軍手をする 先生と一緒に踊る

- ・練習後には練習計画表に認めシールを貼っていく
- ・耳栓を着用する(保護者承諾済み)
- ・カラー軍手は着用する
- ・特別支援学級の練習、全体練習とも決められた回数(2回まで)以上はしない

#### エ 記録の整理と更新

話し合った内容を整理してメンバーに回覧するなど、校内委員会で話し合われた内容が実践へとつながるようにすること(更新)が大切です。子どもの情報一覧表に話し合った内容を書き加えるなど負担の少ない方法で実施するとよいでしょう。欠席されたメンバーに会議内容を伝えるためにも必要です。支援方法が提案された子どもの担任には、個別の指導計画への記載を依頼しておきましょう。中学校では、教科担任制のため、校内委員会で話し合われた支援策を共有する必要があります。資料を回覧し、「確認しました」のサインをしていただくなどの工夫をするとよいでしょう。

### ③ケース会議の運営

ケース会議は、校内委員会の判断で子どもの支援にかかわる人達が、支援内容を相談したり、決定したりするために行う会議です。特別支援教育コーディネーターは、会議の計画を立て、参加者の連絡調整、資料の作成依頼、会の進行、校内委員会等校内への報告を行います。

子どもにかかわる外部機関の例としては、福祉関係機関（放課後等ディサービスなど）、医療・療育関係機関、特別支援学校の特別支援教育コーディネーターがあげられます。保護者が参加することもあります。

#### ア 日程調整と依頼

参加者を決め、管理職を通して依頼をします。日程を調整するのは大変ですが、学校などを会場として、より多くの関係者が参加できる日を選び、短時間ですむように計画するとよいでしょう。

会場の表示、次第、席札なども準備しておく必要があります。

#### イ 運営

主な議題と時間のめやすを記載した次第を準備します。話し始めると時間を超過することがありますので、効率よく進められるよう配慮しましょう。

ケース会議は関係者の顔合わせの意味合いも強く、初めて会う関係者もいるので、始めに簡単な自己紹介、もしくは司会者が名簿順に紹介するようにしましょう。

次に、子どもの状態を各機関から話していただき、子どもの現在の課題の確認をします。その際、子どものよい変化や支援策があれば端的に話していただくようにしましょう。課題の解決策のヒントにもなります。

さらに、課題の解決策や今後の支援策について話し合い、各機関でどのように分担するのかを意見交換し、最後に司会者がまとめ、校長があいさつをして終了します。

### ④校内研修会の運営

特別支援教育コーディネーターには、校内の教職員の特別支援教育に関する理解啓発を進める役割があります。

企画する、実施する、反省をまとめ次年度につなぐようにしましょう。企画は、特別支援教育コーディネーターが一人で責任を追うことではありません。校内研修の推進は、校長がリーダーシップを発揮すべき内容です。校長と相談し、校長が必要だと考えている内容を取り上げるのもよいでしょう。教職員に事前アンケートをとり、希望する内容を取り上げるのもよいでしょう。研究部や研修部が校内研修を進める学校もあります。校内の先生方と協力して企画しましょう。

#### ・教職員に特別支援教育の専門性の向上が求められる背景

特別支援教育は平成 19 年 4 月より「学校教育法」に位置づけられ、これにより、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校とすべての学校において、特別支援教育に取り組むこととなりました。（学校教育法第八十一条）

また、我が国は平成 26 年には「障害者の権利に関する条約」に批准し、平成 28 年には「障害を

理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行され、公立学校には、合理的配慮が義務づけられました。文部科学省が「共生社会の形成」に向けた方策の一つとして、インクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進をあげています。

子ども達の状態に気づき、支援をするためには、特別支援教育に関する知識が欠かせません。

#### Q5:インクルーシブ教育システムとは？

「障害者の権利に関する条約」第 24 条によれば、「インクルーシブ教育システム」(inclusive education system)とは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みとされています。

また、障害のある者が「general education system」(一般的な教育制度)から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされています。

日本は令和 4 年 9 月に、国連から勧告を受けています。その 24 条では、「障害のある子どものインクルーシブ教育の権利を認めること」、さらに「あらゆる教育段階で合理的配慮や必要とする個別の支援を確保し、それを実現していくために国の行動計画を策定して採用すること」とされています。

#### Q6:合理的配慮とは？

学校における合理的配慮とは、障がいのある児童生徒が、学校教育を受ける上で生じる障壁をなくすために必要な変更及び調整であり、その実施にあたっては過度な負担がない範囲で、特定の場面において個別に必要とされるものです。

具体的な例としては、課題に取り組む時間がわからず見通しが持てない子どもにタイムタイマーで取り組む時間を提示する、言葉での指示が理解しにくい子どもにイラストで指示内容を示すなどがあげられます。

合理的配慮については、以下の 3 つのパンフレットで簡潔に説明をしています。

「合理的配慮の提供が法的義務に！」

<https://www.pref.oita.jp/site/kyoiku/2000274.html>

「障がいのあるお子様の学びを進めるために」(パンフレット)

<https://www.pref.oita.jp/site/gakkokyoiku/manabi-pamphlet.html>

「大分県公立高等学校における合理的配慮の提供」(パンフレット)

<https://www.pref.oita.jp/site/gakkokyoiku/h29tuti-soukikeizoku.html>

#### ・学校の実情に応じた内容と講師

基礎的な理解をしたい、個別の子どもへの具体的な見立てと支援が知りたいなど、学校の実情に



応じた研修内容を設定するのはもちろんですが、前年度までの研修内容を繰り返さず、高めていくことも大切です。多くの学校で、障がい種ごとの特性に関する校内研修は実施されますが、特性を理解して子どもの困りに気づくようになったら具体的な支援を講じる段階だと考えて、支援策を中心とした研修内容や、個別の子どもを取り上げて事例検討など、より高めていくよう工夫しましょう。

専門的な知識や客観的な視点からの意見を求めたい場合など、外部の専門家に依頼するとよいでしょう。特別支援教育の専門的な知識は特別支援学校の特別支援教育コーディネーターに、医療的な内容や知識については医療や保健の専門家に、成人後のことであれば福祉や労働の機関の専門家になど、それぞれの専門家に依頼するとよいでしょう。

内容によっては、特別支援学級の担任や通級による指導の教室の担任など、校内の専門的な知識を持ち合わせた教員に依頼することも考えましょう。ちょっとした時間に子どもの様子や支援策を相談するなどにつながるよさがあります。

#### ⑤相談窓口

学級担任や特別支援教育コーディネーター等が保護者との連絡調整や相談の窓口の役割を担います。保護者の不安や悩みの相談と聞くと、「専門的な回答をすることは難しい」と思うかもしれませんが、回答を急がず、まずは保護者の話をじっくりと聞くようにすることが大切です。

また、保護者の不安や悩みへの回答は、いったん回答した内容を覆すと不信感へとつながることもあります。より適切な回答をするためにも、別日に相談の場を設け、慎重に検討して回答するようにし、管理職や特別支援学級担任等と回答の内容を相談する、校内委員会で検討するなどするとよいでしょう。

合理的配慮に関する内容の場合、高等学校においては諸手続がありますから、保護者や本人から課題や要望をお聞きし、マニュアルを確認して手順に沿って進めるようにしましょう。

転学や就学に関することであれば、管理職や教務へと確認する、回答は管理職や教務からするなどが必要です。

就学については、以下の HP に記載しています。

「就学支援の手引き」

<https://www.pref.oita.jp/site/kyoiku/20190805.html>

## 4 おわりに

特別支援教育コーディネーターを初めて任された先生方に、特別支援教育コーディネーターとしての業務の見通しや業務のヒントとなる資料を伝えたいと考え、このガイドブックを作成しました。

特別支援教育はたくさんの方がかかわって成り立つ教育です。特別支援教育コーディネーターは、そのたくさんの人をつなぐ役割を持ち、教師なら誰もが願っている子どもの成長という成果につながります。チームで取り組む、みんなで支援などのキーワードを大切にしてください。

## 〈参考・引用文献〉

- 「特別支援教育の推進のための学校教育法等の一部改正について(通知)」  
平成19年4月 文部科学省
- 「今後の特別支援教育の在り方について(最終報告)」  
平成15年3月 文部科学省
- 「障害のある子供の教育支援の手引き～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」  
令和3年6月 文部科学省
- 「特別支援教育の推進について(通知)」  
平成19年4月 文部科学省
- 「各種チェックシート 幼児発達チェックシート」  
平成19年4月 大分県教育センター特別支援教育部
- 「各種チェックシート ソーシャルスキルチェックシート学校版」  
平成19年4月 大分県教育センター特別支援教育部
- 「支援の手引き～幼稚園版～」  
平成19年4月 大分県教育センター特別支援教育部
- 「支援の手引き～小学校版～」  
平成20年3月 大分県教育センター特別支援教育部
- 「支援の手引き～中学校版～」  
平成21年3月 大分県教育センター特別支援教育部
- 「支援の手引き～高等学校版～」  
平成22年3月 大分県教育センター特別支援教育部
- 「発達障害者支援法」平成16年12月
- 「障がいのあるお子様の学びを進めるために!」(パンフレット)  
平成30年1月 大分県教育庁特別支援教育課
- 「障害者基本計画」  
平成14年12月 内閣府
- 「個別の指導計画作成・活用マニュアル」  
令和元年11月 大分県教育委員会特別支援教育課
- 「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育的支援体制整備ガイドライン」  
平成29年3月 文部科学省
- 「障害者の権利に関する条約」  
平成18年12月 国連総会
- 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」  
平成25年6月
- 「障害者権利条約対日審査総括所見」  
令和4年9月 国連障害者権利委員会
- 「合理的裨領の提供が法的義務に!」  
平成27年3月 大分県教育庁特別支援教育課
- 「大分県公立高等学校における合理的配慮の提供」(パンフレット)  
平成28年3月 大分県教育委員会
- 「就学支援の手引き」  
平成27年3月 大分県教育委員会